

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 契約件名

中国運輸局自家用電気工作物保安管理業務委託契約

2 履行場所及び設備の概要

別紙のとおり

3 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 業務目的

電気事業法施行規則第52条の2に規定する保安管理業務を委託契約する要件を満たし、経済産業大臣の承認を受けて、自家用電気工作物が常に正常な状態を維持するために、点検、測定及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生したときは、速やかに原因を探しとるべき措置を指導助言するものとする。

5 事前提出書類

受注者は、契約締結時に下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 受注者の事業所ごとの保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号、従事者別の受託件数・換算係数を乗じて得た値の合計値、事業所への連絡方法を記載した一覧表
- (2) 運輸支局等毎の点検実施予定時期、実施内容、実施方法を記載した事業計画書
- (3) 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の宣誓書
- (4) 測定器・試験装置一覧表
- (5) 損害賠償保険に加入している証明

6 保守管理内容等

(ア) 経済産業省告示第249号及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号R3.3.1）に適合した点検、測定及び試験を下記の頻度で行い、その結果を報告すること。

また、経済産業省令で定める電気設備技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指示または助言を行うこと。

- (1) 月次点検：隔月1回以上

ただし、受注者負担により絶縁監視装置を設置すること。

- (2) 年次点検：年1回（停電年次点検）

ただし、上記基準等に合致する場合は、協議の上、設備を運転中に行う点検（無停電年次点検）を3年に2回実施し、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とする。なお停電年次点検は閉庁日に行うこと。また、年次点検は当該月の月次点検を含む。

- (3) 工事期間中の点検：毎週1回

(4) 臨時点検：必要の都度実施

(イ) 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の立ち会い

(ウ) 事故等による異常発生時の対応

電気事故・故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合は、応急措置の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を実施すること。

また、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う経費は受注者の負担とする。

(エ) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

7 再委託の禁止

受注者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

8 守秘事項等

受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 緊急時の協力体制

電気事故等、緊急時の協力体制について明確にし、主たる連絡場所より2時間以内に委託対象施設へ到着し対応できること。

また、故障復旧用に軽微な応急復旧材料を常備し、停電事故が発生した場合は仮復旧にあたること。なお、仮復旧に伴う経費は受注者の負担とする。

10 業務の報告

受注者は、各点検等業務が終了したときは、速やかに点検結果を書面にて報告し、発注者の検査を受けること。

また、点検結果の書面は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとする。

11 保安監督部への申請、届出等

受注者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書等すべての書類の作成及び手続きを行い、中国四国産業保安監督部に提出するものとする。この申請が申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

12 現状復帰

この契約が完了したときは、受注者は遅滞なく機器を撤去し、原状回復するものとし、

その費用は受注者の負担とする。

13 損害賠償

受注者は、保安管理業務を行うにあたり、故意又は過失によって発注者または、第三者に与えるおそれがある損害（発注者の職員または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷等）に対して、十分な賠償責任保険に加入すること。

14 省エネルギーに関する検討

受注者は、省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は発注者に対して提案すること。

15 料金の支払方法

毎月業務終了後、契約書に定める分担額を中国運輸局長と独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部長あて請求し、それぞれが支払うものとする。

16 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、別に定めのあるものを除き全て受注者の負担とする。

17 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙

	事業場名称	所在地	受電電圧	需要設備	小規模 発電設備	点検周期		備考
			V	kVA	kW	月次点検	年次点検	
1	広島運輸支局	広島県広島市西区観音新町4-13-13-2	6,600	650	5/220V	隔月1回	毎年1回○	無停電検査 (前回停電検査: R6)
2	福山自動車検査登録事務所	広島県福山市南今津町44	6,600	175	5/110V	隔月1回	毎年1回○	無停電検査 (前回停電検査: R5)
3	福山自動車検査登録事務所(自動車検査場)	広島県福山市南今津町44	6,600	225		隔月1回	毎年1回○	無停電検査 (前回停電検査: R5)
4	鳥取運輸支局	鳥取県鳥取市丸山町224	6,600	150	—	隔月1回	毎年1回	停電検査 (前回停電検査: R6)
5	島根運輸支局	島根県松江市馬潟町43-3	6,600	175	—	隔月1回	毎年1回	停電検査 (前回停電検査: R6)
6	岡山運輸支局	岡山県岡山市北区富吉5301番4, 5	6,600	300	10/200V	隔月1回	毎年1回○	無停電検査 (前回停電検査: R5)
7	岡山運輸支局(自動車検査場)	岡山県岡山市北区富吉5301番4, 5	6,600	400		隔月1回	毎年1回○	無停電検査 (前回停電検査: R5)
8	山口運輸支局	山口県山口市宝町1-8	6,600	175		隔月1回	毎年1回○	無停電検査 (前回停電検査: R5)

※ 1広島運輸支局、2福山自動車検査登録事務所及び6岡山運輸支局には、小出力発電設備(太陽光:各1カ所)を含む。

※ 絶縁監視装置を受注者の負担で設置すること。

※ 年次点検の○は設備を運転中に行う(無停電)点検を3年に2回実施し、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とする。
また、年次点検は当該月の月次点検を含む。ただし、請負業者の基準により停電検査によることも可とする。